

第4章

健やかな暮らしを支えるまち



△妊婦・赤ちゃんふれあい広場

第1節 地域医療

第2節 健康増進

第3節 子育て支援

第4節 地域福祉

第5節 障がい者福祉

第6節 高齢者福祉

第7節 生活困窮者福祉

第8節 勤労者福祉

第9節 社会保障

第1節 地域医療

現状と課題

現在、本市では宇佐市医師会を中心に救急医療や休日診療などの充実を図っています。

今後、地域医療の維持及び発展のために医師の確保や診療機能の充実等について、医師会等関係機関と協議しながら本市にとって最善と考えられる医療体制も構築を図る必要があります。

小児救急医療体制については、現在中津市立小児救急センターが広域的に役割を担っており、体制の定着化に向けた協議や支援が必要となります。

無医地区については、本市周辺部において周囲4キロ以内に病院がなく、住民の病院受診に支障をきたす恐れのある地域があり、コミュニティバスの運行による通院手段の確保や宇佐市医師会による巡回診療を行い、医療体制を確保している状況です。

今後は、これらの取組みを継続させるとともに、さらなる内容の充実を図る必要があります。

■医療機関数、医師数の推移■

	一般医療				歯科診療 所数	医師数	歯科 医師数
	病院		医療診療所				
	施設数	病床数	施設数	病床数			
平成24年	10	880	43	293	28	97	34
平成25年	10	880	43	293	28	—	—
平成26年	10	880	42	293	28	101	33
平成27年	10	880	42	293	29	—	—
平成28年	10	880	42	293	28	105	32

資料:大分県統計年鑑

施策の方針

医師会や周辺自治体との連携を強化して、病院機能の充実や質の高い医療サービスの提供により医療体制の充実に努めます。また、小児をはじめとした救急医療体制の確保やコミュニティバスの運行、巡回診療による無医地区対策の継続・充実に努めます。

主要施策

1 医療体制の充実

- ①宇佐市医師会等と連携して、医療需要に対応した切れ目のない医療体制の充実を検討します。
- ②宇佐市医師会及び関係機関と連携して、休日・夜間等の救急医療体制の充実に努めます。
- ③近隣自治体と連携して、小児救急医療体制の確保や広域的ネットワークの構築など、質の高い地域医療体制の充実に努めます。

2 無医地区対策の充実

①宇佐市医師会による巡回診療の促進やコミュニティバスの運行等により、無医地区対策の充実に努めます。

主な取組

- ◇休日、夜間救急医療体制の整備
- ◇在宅当番医体制の整備
- ◇コミュニティバス運行
- ◇宇佐市医師会による巡回診療
- ◇第2次救急医療体制の整備
- ◇小児救急医療の確保
- ◇定住自立圏小児救急医療支援
- ◇宇佐市地域保健委員会の充実



コミュニティバス運行



巡回検診バス

第2節 健康増進

現 状 と 課 題

本市において、高血圧・糖尿病・脂質異常等の生活習慣病の有病率は、年々上昇傾向にあり、生活習慣病を起因とした疾病の重症化や死亡も増加しています。

そのため、生活習慣を改善して健康づくりに継続的に取り組み、健康寿命を延伸させることが重要であることから、健康づくり戦略として、食生活の改善、健診受診率の上昇、糖尿病等の重症化予防、健康づくり応援隊の活動等、若年層からの健康づくり習慣が定着することを目指しています。

また、本市では平成29年自殺者が13名で、自殺予防対策を開始した平成21年の18名からわずかながら減少していますが、自殺者0人を目指し、心の健康づくりの取り組み等自殺予防対策を充実していく必要があります。

食育については、市民の健康増進と食文化の継承、地元産物の消費拡大等を中心に行っており、今後も健全な食生活の普及啓発や食の体験事業の充実により食育の推進が求められます。

また、予防接種については、麻しん・風しん混合の接種率は国の目標値は超えていますが、対象疾病の増加により、保護者の予防接種意識を高める働きかけを関係機関と連携して実施する必要があります。

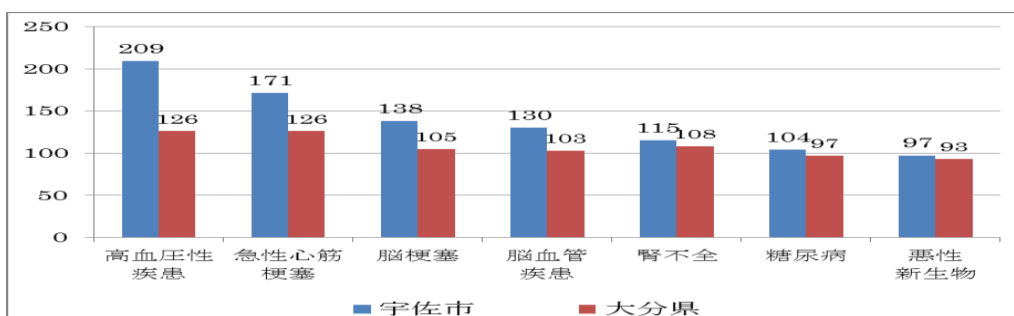
健康づくりは、個人だけでなく地域ぐるみの活動や取り組みやすい環境の整備も含め、健康づくりの意識を高め、市全体で取り組む必要性が求められています。

施 策 の 方 針

宇佐市健康増進計画や食育推進計画に基づき、健康意識の啓発や健康増進事業の充実、食育の推進、予防接種の充実を図るとともに、健康づくり活動に取り組む組織・人材の育成に努めます。

また、これらの各種保健事業を総合的に推進し、すべての市民が健やかに生涯を過ごせる健康づくりを目指します。また、宇佐市自殺予防対策計画に基づき、宇佐市自殺予防対策強化推進協議会とともに自殺予防対策の推進に努めます。

■死因別死亡者数の推移 主要死因の標準化死亡比（SMR）※H24～28年の平均



標準化死亡比（SMR）

出典：大分県福祉保健企画課

年齢構成の異なる地域間の比較に用いられる指標（全国を100とする）

100より大きいときは死亡状況が全国より悪く死亡率が高いことになる

目標指標

【目標指標については、各年度の数値】

No	指標項目		単位	現況	目標
				2017 年	2024 年
1	特定健診受診率		%	42.3	51
2	お達者年齢 (介護保険要介護1まで の方で、日常生活が自立 している期間) (5年平均)	男性	歳	78.55	79.18
		女性		83.62	83.9

主要施策

1 健康意識の啓発

- ①健康まつりや各種教室の開催、健康手帳の配布等により、健康意識の啓発に努めます。
- ②健康カレンダーや広報、ホームページ等を活用して、保健衛生や健康づくりに関する情報発信に努めます。

2 健康増進事業の推進

- ①スポーツ振興や介護予防等との連携のもと、健康チャレンジや各種教室の開催等に取り組み、市民の自主的な健康づくりを促進します。
- ②地区健診、施設健診、個別医療機関での健診については、機会、内容など健診体制の充実を図るとともに、受診勧奨に努めます。また、山間地域については送迎体制を検討します。
- ③医師、栄養士、健康運動指導士等との連携により、健康教育や相談の充実に努めます。
- ④健診や各種教室等を活用して「8020運動」※¹を推進し、歯科保健の向上に努めます。
- ⑤宇佐市自殺予防対策強化推進協議会との連携により、心の健康づくりの普及啓発、相談体制の充実に努めます。

3 食育の推進

- ①料理教室や各種コンテスト、普及啓発により、食に関する知識及び判断力の向上を図り、元気な体づくりに努めます。
- ②食農体験や郷土料理教室の開催等により、食を通じたコミュニケーションの促進に努めます。
- ③旬の地場産品の普及や学校給食での地場産品の活用等により、食を通して郷土への愛着の心を育てます。

【用語解説】

※¹ 8020運動・・・日本において展開されている歯科に関する運動で、満80歳で20本以上の歯を残そうとするのが主目的である。厚生労働省や日本歯科医師会により推進されている。

4 予防接種の充実

- ①予防接種の勧奨や対象疾病の拡大等により、予防体制の充実に努めます。
- ②新たな感染症に対して、関係機関と連携して防疫体制の充実に努めます。

5 健康づくり体制の充実

- ①愛育班^{※2}や食生活改善推進員、健康推進員など地域の健康づくりに取り組む住民組織の人材育成と活動の支援をします。
- ②健康なまちづくり推進協議会をはじめ宇佐市地域保健委員会、北部保健所運営協議会など関係機関との連携により、地域保健の向上に努めます。

主な取組

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| ◇健康カレンダー作成、全戸配布 | ◇健康チャレンジ事業 | ◇健康なまちづくり推進事業 |
| ◇減塩&適糖キャンペーン事業 | ◇食生活改善事業 | ◇各種予防接種事業の実施 |
| ◇がん検診推進事業 | ◇特定健康診査等事業 | ◇愛育班活動支援 |
| ◇健康推進員の養成 | ◇食育推進シンボルプロジェクト事業 | |
| ◇健康診査事業 | ◇宇佐市食育推進会議、ワーキング会議 | |
| ◇健康増進事業(健康手帳、健康教育、健康相談、訪問指導) | ◇健康まつりの開催 | |
| ◇自殺予防対策(普及啓発、相談支援、自殺予防対策強化推進協議会及び庁内連絡会、人材育成)の推進 | | |

【用語解説】

※2 愛育班・・・子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気・障がいがあっても、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的とした住民の組織。



健康まつり



こころの健康講座

第3節 子育て支援

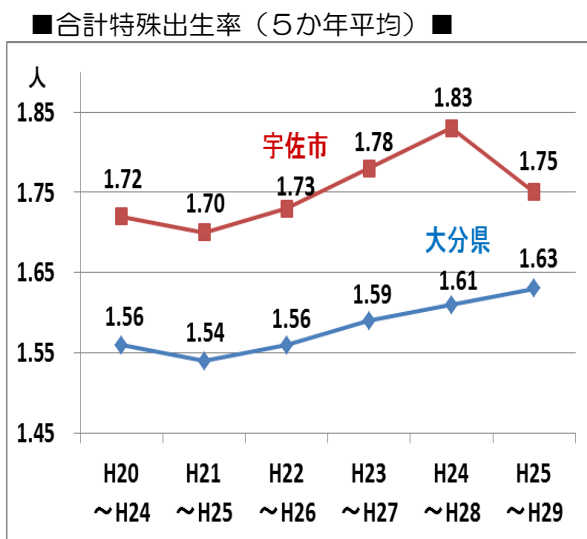
現状と課題

女性の社会進出に対する環境整備の遅れや価値観の多様化による晩婚化・未婚化の進行などを背景に少子化が進行しています。また、核家族化、地域連帯感の希薄化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに悩みや不安を抱える人が増加していることから、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備が重要になっています。

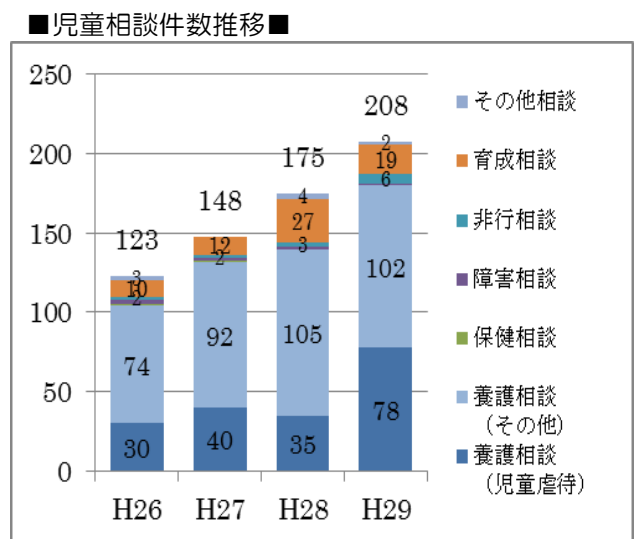
本市においては、宇佐市子ども・子育て支援事業計画に基づき、健診や各種教室の周知・開催、相談・支援体制の充実、通常保育はもとより延長・一時・休日保育など保育サービスの充実、放課後児童クラブや児童館等の整備、医療費助成の充実など経済的支援の充実等に取り組んでいます。しかし、子育て環境の課題は多く、若い女性の他市への流出や経済的な理由などにより、出生数は減少傾向にあります。

そのため、より一層、安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に向けて、健診や各種教室、予防接種等による保健事業の充実や子育てを支える団体・人材の育成やネットワークの構築、経済的支援等の充実、多様化するニーズに対応した教育・保育の充実、児童館や放課後児童クラブ等を活用した健やかに育む環境整備が求められるとともに、虐待の予防や早期発見に向けた虐待防止対策、さらに、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策の充実が求められます。

また、ひとり親家庭等については、相談助言や就労支援など自立に向けた支援を行うため、県やハローワーク等の関係機関と連携し、各種サービスの情報提供を行っていく必要があります。



資料：公衆衛生年鑑



資料：市子育て支援課

施策の方針

子ども・子育て支援事業計画に基づき、母子保健事業や支援体制、教育・保育、健全育成、虐待防止対策、子どもの貧困対策の充実に努めます。また、ひとり親家庭等の自立を促進するなど安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てできる環境の整備に努めます。

目標指標

【目標指標については単年度の数値を記載】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017 年	2024 年
1	合計特殊出生率	—	1.75	1.85
2	1 歳 6 か月児健診受診率	%	94.4	95.8
3	3 歳 6 か月児健診受診率	%	89	92
4	保育所待機児童数及び 放課後児童クラブ待機児童数	人	0	0の継続

主要施策

1 母子保健事業の充実

- ①母子健康手帳の交付や妊婦・乳幼児健康診査費用の助成、乳幼児集団健診の実施等により、子どもや母親の健康管理に努めます。
- ②妊婦教室や子育て教室の開催、相談、訪問の実施等により、妊娠、出産、育児に対する不安の解消や男性の育児への参加促進に努めます。
- ③予防接種の接種勧奨を行い、疾病予防の充実に努めます。
- ④妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

2 支援体制の充実

- ①母子保健推進員、子育てサークル、地域子育て支援拠点等の活動を支援することにより、子育て支援に関するネットワークの充実に努めます。
- ②子育てガイドブックの作成や子育て支援サイトの充実、広報、ホームページの活用等により、子育てに関する情報の発信に努めます。
- ③子ども医療費や未熟児養育医療費、不妊治療費の助成や児童手当・児童扶養手当の支給、すくすく子育て祝い金や住宅改修支援等を行い、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。
- ④子ども・子育て会議等の開催により、住民ニーズに応じた子育て支援策や子どもの貧困対策を検討します。

3 保育の充実

- ①一時保育や休日保育、延長保育、病児・病後児保育など保育サービスの充実に努めます。
- ②民間保育所や認定こども園の改修や保育士等の研修支援により、教育・保育環境の充実に努めます。

4 健全育成の充実

- ①地域子育て支援拠点や児童館の機能充実により、子育て世代の交流や情報交換を促進します。
- ②放課後児童クラブの開設や施設整備により、放課後における児童の健全育成に努めます。また、児童数が少ない地域については、小学生チャレンジ教室等と連携し、新・放課後子ども総合プラン^{※1}を推進します。

5 虐待防止対策の充実

- ①要保護児童対策地域協議会の開催等により、児童相談所や警察署などの関係機関の連携強化を図り、虐待防止体制の強化に努めます。
- ②すべての子どもとその家族及び妊産婦を対象として、その福祉に関し必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を設置します。

6 ひとり親家庭等の支援の充実

- ①母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の生活支援や就労支援を行うことにより、自立促進に努めます。
- ②ホームページ等を活用し、関係機関が行うひとり親家庭等に関する各種サービスの情報提供に努めます。

主な取組

- | | | |
|----------------------------------|-------------------|--------------|
| ◇妊婦、乳幼児健康診査費用の助成 | ◇乳幼児健診の実施 | ◇各種予防接種の実施 |
| ◇子育て教室、育児相談の実施 | ◇子育て支援情報の発信 | ◇子どもの貧困対策の実施 |
| ◇各種医療費等経済的負担軽減 | ◇子育て世代包括支援センターの設置 | |
| ◇放課後児童クラブ、児童館運営 | ◇ひとり親家庭等の自立支援の促進 | |
| ◇一時保育、休日保育や病児・病後児保育など各種保育サービスの提供 | | |
| ◇家庭児童相談員による虐待等の児童相談の実施 | ◇子ども家庭総合支援拠点の設置 | |

【用語解説】

^{※1} 新・放課後子ども総合プラン・・・共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進。

第4節 地域福祉

現 状 と 課 題

人口減少、少子高齢化が進む中、住民の福祉課題、生活課題が多様化、深刻化しています。

また近年、私たちの身近な地域にも集中豪雨や大地震等の地域住民の暮らしや生命に甚大な被害をおよぼす自然災害が相次いでいます。

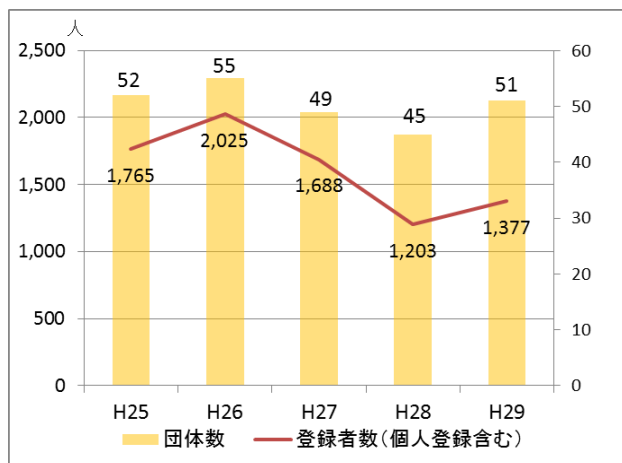
このように地域住民を取り巻く環境が大きく変動するなか、住民同士の相互扶助や、各種ボランティアの育成、活動の推進や地域福祉施設を活用した事業やバリアフリーやユニバーサルデザインに基づく施設整備など市民が暮らしやすい環境づくりが求められています。

子どもや高齢者、障がいのある人などすべての人々が住み慣れた地域で共に安心して過ごしていくためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。

施 策 の 方 針

宇佐市地域福祉計画に基づき、個々の家庭の問題を地域全体の問題として捉え、市民や関係機関、関係団体、行政などが一体となって地域で支えていくための「人づくり」「支援体制づくり」「環境づくり」に努め、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指します。

■福祉関係ボランティア数（団体・個人）■



資料：市福祉課



日本赤十字ふれあい講座

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017 年	2024 年
1	宇佐市ボランティア連絡協議会 登録団体数及び登録個人数 (※団体登録を含む)	団体	51	58
		人	1,337	1,500

主要施策

1 人づくり

- ①地域や福祉活動に関心のある人に活動のきっかけとなる機会や情報を提供し、地域で互いに助け合える人材の育成に努めます。
- ②ボランティアセンターの活動支援等により、福祉活動に参加するボランティアの育成に努めます。

2 支援体制づくり

- ①複雑化・多様化する住民の福祉課題、生活課題に対して、地域団体や民生委員・児童委員等の関係機関等との連携を図り、相談支援体制の強化やネットワーク構築に努めます。
- ②地域のコミュニティ活動等を支援し、地域福祉活動の活性化に努めます。
- ③災害に備え、「宇佐市避難行動要支援者^{※1}避難支援計画」に基づき、要支援者名簿の定期的な更新、避難支援等関係者へ名簿情報を事前に提供するための本人同意の取得に努め、地域ぐるみで支援体制の構築を図ります。

3 環境づくり

- ①老人憩いの家やふれあいプラザ等の地域福祉施設の活用を図るとともに、施設の充実に努めます。
- ②ユニバーサルデザインの推進により、すべての市民が暮らしやすい環境づくりに努めます。

主な取組

- ◇ボランティアセンター活性化支援
- ◇避難行動要支援者名簿の作成
- ◇民生委員・児童委員の研修支援
- ◇個別避難支援計画作成の促進

【用語解説】

^{※1} 避難行動要支援者・・・高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に配慮が必要な人のうち、自ら避難することが困難で、その避難の確保を図るために特に支援が必要な人

第5節 障がい者福祉

現 状 と 課 題

国の障がい者施策は、行政主導の措置制度から支援費制度による障がいのある人が自らサービスを選択する仕組みに変わり、その後、障害者自立支援法において利用者ニーズのサービス体系へ再編されました。さらに障害者総合支援法では障がい者の範囲等が見直され、新たなサービスの創設や障がいのある児童への支援が拡充されました。

本市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、また、障がいの有無にかかわらず、市民だれもが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

そのため、障がいのある人の「地域での暮らし」を支えるために、新たな社会資源の研究・開発について「宇佐市自立支援協議会」及び「療育・教育支援部会」、「就労支援部会」、「地域生活支援部会」、「精神保健福祉部会」、「相談支援部会」等で協議を行ってきました。その成果として、地域での生活、就労、余暇については、一定程度の前進が図られました。なかでも、グループホームや、働く場（就労事業所）の増設、グループ型移動支援事業「かけはし号」の運行開始、障がいのある児童の夏休み等日中一時支援事業「すきっぷ」の実施、障がいのある人もない人もともに余暇を楽しむピアサポート教室の開催などが実現できました。

今後、障がいのある人の乳児期から高齢期に至るまでのライフスタイルに応じた支援体制の確立、障害者差別解消法施行に伴う障がいについてのさらなる啓発を行うとともに、社会的障壁の除去のための配慮や工夫を行い、障がいがあっても「当たり前に地域で暮らす」ことの実現が求められています。

また、障がいのある人に対する虐待が増加傾向にあることから、防止に向けて関係機関との連携強化等が求められます。

施 策 の 方 針

第3次宇佐市障がい者計画、第5期宇佐市障がい福祉計画及び第1期宇佐市障がい児福祉計画に基づき、「当たり前に地域で暮らす」ことの実現に向けて支援体制の確立や啓発活動等を推進するとともに、課題克服に向けて宇佐市自立支援協議会及び部会の取り組みをさらに強化していきます。また、障がいのある人の重度化や高齢化、親亡き後に備え、緊急時に迅速に対応できるよう受け入れ先の確保や関係機関との連携強化に努めます。

目 標 指 標

【目標指標については、累積の数値】

No	指標項目	単位	現況 2017 年	目標 2024 年
1	地域移行者数	人	—	17

主 要 施 策

1 生まれてから大人になるまで「とぎれのない」支援体制の構築

- ①関係機関との連携強化により、支援ファイル「あしあと」※¹の有効活用に努めます。
- ②児童発達支援や放課後等デイサービスによる支援とともに、関係機関との連携強化等により、療育の充実に努めます。
- ③障がい児保育の実施や小・中学校での支援員の配置、日中一時支援事業等により、子ども達の保育、就学環境の充実に努めます。
- ④就労支援の充実や福祉就労支援施設等からの物品等の調達の推進により、障がいのある人の就労環境の向上に努めます。
- ⑤ライフステージに応じたきめ細かい支援を提供するため、宇佐市自立支援協議会及び各専門部会の機能強化に努めます。

2 お互いが認め合い、支え合う社会の実現

- ①各種イベントへの参加やピアサポート※²事業等に取り組むことにより、障がいや障がいのある人への理解促進と人権意識の向上・啓発に努めます。
- ②宇佐市障がい者虐待防止センターを中心に関係機関が連携して、障害者虐待防止法に沿った対策の充実に努めます。
- ③障がいのある人等の芸術文化活動を振興するため、創作活動や発表の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境づくりに努めます。

3 「当たり前」に地域で暮らす」を実現

- ①相談支援の強化や地域生活支援拠点等を整備し、緊急時に対応できる体制づくりに努めます。
- ②グループホーム※³の体験利用や公営住宅、アパート入居への支援等により障がいのある人の住宅の確保に努めます。
- ③住宅改修の支援や電化製品・家具の無償貸与等により、自宅等での生活の支援に努めます。
- ④地域で暮らす体験等を支援することにより、障がいのある人の自立を促進します。
- ⑤手話・点字等の普及により、障がいのある人が円滑に意思疎通できるよう環境の充実に努めます。

【用語解説】

※¹ 支援ファイル「あしあと」・・・ 特別に支援の必要な子どもの成長や支援のための記録・資料を書き込むファイル。

※² ピアサポート・・・ 「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉。

※³ グループホーム・・・ 病気や障がいによって、一般的な住宅での生活が困難な人たちが共同生活を行う住宅。

⑥移動支援事業の実施や「かけはし号」の運行、自動車改造の支援等により、移動の支援に努めます。

⑦自立支援給付や地域生活支援事業等に取り組み、地域生活のための様々な支援に努めます。

⑧余暇プログラムの充実やイベントの開催等により、余暇活動の充実に努めます。

主な取組

◇宇佐市自立支援協議会の運営

◇地域生活支援拠点等の整備

◇相談支援体制の強化

◇ピアサポート活動の実施

◇入居支援、移動支援等各種生活支援サービスの提供

◇重度障がい者タクシー料金助成

◇福祉就労支援施設等からの物品等の調達の推進

◇夏休み親子ふれあい手話体験教室の開催



市民参加講演会



親子ふれあい手話体験教室



バリアフリーの検証

第6節 高齢者福祉

現 状 と 課 題

わが国では、医療の進歩や生活水準の向上等により平均寿命が伸長し、超高齢社会へと移行しています。

本市においても、高齢化率は年々上昇し、34.0%（平成27年10月1日現在・国勢調査）となっており、大分県30.4%、全国26.6%を大きく上回っています。

また、65歳以上に占める要介護・要支援認定者数の割合を示す要介護等認定率は、介護予防事業等の取り組みにより平成25年3月末の21.2%をピークに下降を続け、平成29年3月末には18.6%となっていますが、大分県17.7%、全国18.0%には至っていません。

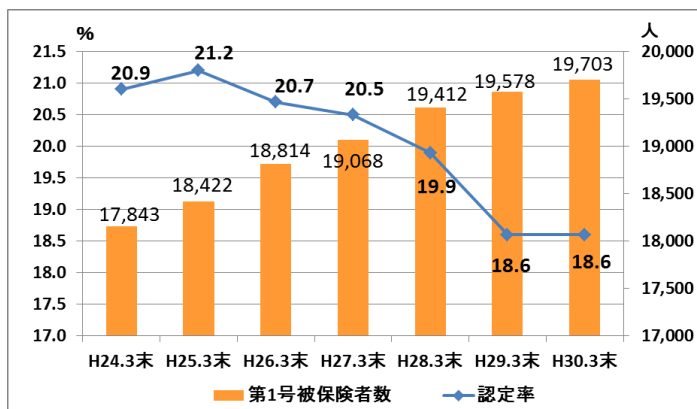
このことから、本市は全国的に見て高齢化が進行しており、介護を要する高齢者も依然多いと言えます。今後さらに増加することに加え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加も進行することが予想されます。

そのため、「いきいきと、分かち合い、住み続けられるふるさと 宇佐」を基本理念とする介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進し、安心して暮らせるための日常生活への支援はもとより、地域包括ケアシステムの深化・推進による各地域での介護予防・認知症予防などの取り組みへの支援体制づくりや医療との連携、お互いに分かち合い支え合う地域づくりに住民が主体的に取り組み、関係団体や行政の協働のもと地域共生社会の実現を目指す必要があります。

施 策 の 方 針

運動機能の維持・向上や介護予防体操の普及・啓発などによる介護予防・認知症予防対策の充実や高齢者が生きがいを持ち、いきいきとした暮らしが送れるように老人クラブ等と連携した生きがい対策、介護基盤の整備、関係機関と連携したネットワークの構築等による安全・安心対策の充実に努めます。

■要介護認定率及び第1号被保険者数■



資料：市介護保険課

目標指標

【目標指標については、累積の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017 年	2024 年
1	地域に根ざした介護予防教室数	箇所	143	203
2	認知症予防教室数	箇所	20	30
3	高齢者ふれあいサロン団体数	箇所	106	166
4	高齢者安心ネットワーク構築数	小学校区	21	24

主要施策

1 介護予防・認知症予防対策の充実

- ①住民団体が自主的に行う介護予防・認知症予防教室の開設・継続を支援します。
- ②要介護状態になるおそれのある高齢者については、介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、心身状態の改善と生活機能の維持・向上を支援します。
- ③講演会や講座、研修会の開催等により、認知症に関する啓発や認知症の人を介護する家族の負担軽減、介護業務従事者の資質向上に努めます。

2 生きがい対策の充実

- ①自主的な各種活動が積極的に行われるよう、老人クラブの育成・支援やシルバーセンター平成館等での学習活動の支援に努めます。
- ②高齢者ふれあいサロンの開設等により、高齢者の憩いの場の創出に努めます。

3 安全・安心対策の充実

- ①住み慣れたところで安全・安心に生活できるよう、関係機関・団体と連携した高齢者安心ネットワークの構築に努めます。
- ②緊急通報装置の設置支援や安心生活お守りキットの配布等により、高齢者の緊急事態に対応した体制の構築に努めます。
- ③高齢者の住宅改造を支援することにより、住環境の整備に努めます。

4 介護基盤の整備

- ①住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進のため、介護基盤の整備に取組み、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援に努めます。
- ②地域密着型サービス等の提供や、高齢者ふれあいサロン等の通いの場の充実や、高齢者自身がサービスの担い手として参加し、生活援助サービスを行う等の共助の取り組みも活用した地域づくりを推進します。

主 な 取 組

◇介護予防、認知症予防教室の開設・継続支援

◇高齢者ふれあいサロンの開設・継続支援

◇介護予防・日常生活支援総合事業

◇高齢者安心ネットワークの構築



介護予防教室



高齢者声かけ訓練



体操教室

第7節 生活困窮者福祉

現 状 と 課 題

昨今の国の経済対策による円安を背景に、大手企業を中心として景気は回復基調にあり、中小企業や地方への波及効果が少し見えてきていますが、未来への展望は依然として不透明な状況にあります。

本市における生活保護の動向は、世界的な金融危機の引き金となった平成20年のリーマンショック前年の平成19年度と平成29年度を比較すると、被保護世帯数は498世帯から625世帯と約25%増加しており、保護申請数・相談数ともに増加の一途をたどっている状況であるため、最低生活の保障と自立を支援するためのセーフティネットとしての機能を強化する必要があります。特に働くことが可能な世帯を含む「その他世帯」は倍増し、失業など稼働能力があるにも関わらず、生活保護に至ったケースが急増するとともに、生活保護から脱却できない状態が継続する世帯が多くなっています。

そのため、ケースワーカーと就労支援員が連携し、就労支援員を活用したプログラム、ハローワークとの連携プログラムの参加者の増加を図るとともに、プログラム参加者の更なる就労の促進、雇用条件の厳しい中高年に対するきめ細やかな支援等、関係機関との連携を強化し、生活困窮者の生活実態の的確な把握に努め、地域社会における自立支援が求められます。

また、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた「生活困窮者自立支援法」が平成27年に施行され、本市でも相談支援窓口を宇佐市社会福祉協議会に設置し、生活に困りごとを抱えた方の自立に向けた支援体制づくりを行っています。

今後は更なる支援体制の充実、市民への周知、関係機関との連携による対象者の把握が必要です。

施 策 の 方 針

被保護世帯、生活困窮者それぞれの状況に応じた適切な相談・支援（被保護者世帯にあっては指導を含む）に努めるとともに、民生委員・児童委員、関係団体及び関係機関等と連携して、生活困窮者の生活実態を把握し、地域社会における自立支援に努めます。

主 要 施 策

1 適切な相談・支援・指導

- ①民生委員・児童委員や各種相談員、ハローワーク等の関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の強化に努めます。
- ②生活保護申請者及び被保護世帯の実情や資産、収入等の実態把握を行い、適正な給付及び適切な指導に努めます。

2 自立支援の促進

- ①民生委員・児童委員や NPO、ボランティア、社会福祉法人等との連携強化等により、生活困窮者の生活意欲の助長や就労促進を図るとともに、その自立を支援します。
- ②生活困窮者の抱える多様な困難に寄り添い、相談者の意思を尊重しながらその自立を支援します。

主な取組

- ◇プログラム参加者の更なる就労の促進
- ◇就労支援員を活用したプログラム、ハローワークとの連携
- ◇生活困窮者自立相談支援窓口の設置
- ◇生活困窮者自立支援事業の周知・啓発



第8節 勤労者福祉

現 状 と 課 題

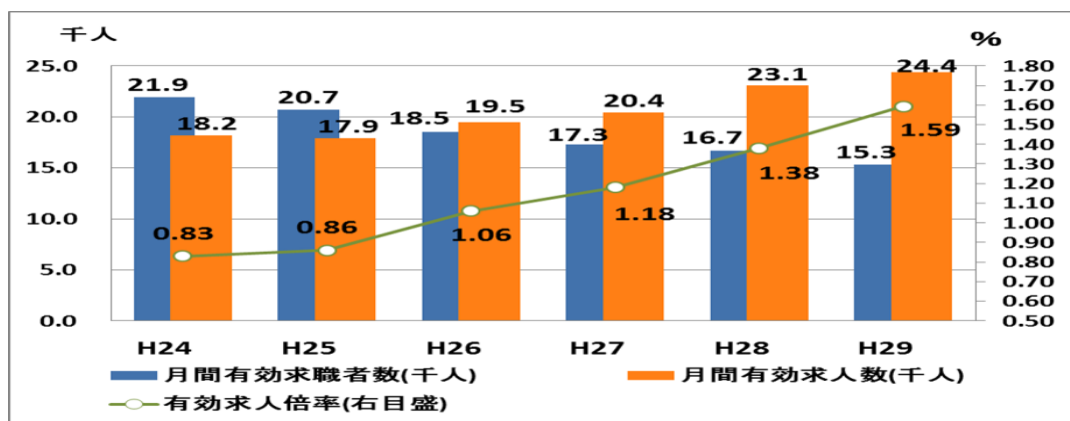
景気の低迷や高齢化の進行等により、就労形態の変化や労働時間の短縮など就労環境は大きく変化しており、少子化の進行や女性の社会進出、若者の労働に対する価値観の変化等により、労働人口の構造も変化しています。また、労働時間の短縮等による余暇時間の増加や生活意識の変化により、余暇ニーズも多様化しています。

本市においては、これまで各種団体が個別に創業支援を行ってきましたが、平成27年2月に宇佐市創業支援事業計画を策定し、官民一体となって本市の産業を担う企業、人材の育成に取り組んできましたが、若者や高齢者、女性などすべての人の雇用の場を確保・創出し、生きがいを持って安心して働くことができる環境づくりを行う事が求められています。

今後は、企業の求職者に対するニーズは多様化し、様々な資格や技能が要求されており、求職者が就職するためには、更なるスキルアップが必要不可欠であります。

そのため、勤労者総合福祉センターの機能充実や関係機関等と連携した技術・技能習得の機会を創出により就職環境が厳しい方々の雇用の場を確保・創出し、生きがいをもって安心して働くことができる環境づくりを行う必要があります。

■大分労働局ハローワーク宇佐管内、求職・求人状況の推移■



資料：大分労働局

施 策 の 方 針

雇用の場の確保・創出やワーク・ライフ・バランス※¹の推進等により、働きやすい環境づくりや関係機関と連携した福利・厚生及び技術・技能習得機会の充実、勤労者福祉施設を活用した余暇活動の充実等に努めます。

【用語解説】

※¹ ワーク・ライフ・バランス・・・「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017 年	2024 年
1	市内企業合同就職説明会参加者数	人	29	130
2	大分県北部勤労者福祉サービスセンター加入者数	人	1,859	1,915

主要施策

1 働きやすい環境づくり

- ①シルバー人材センターの活動支援及び活用促進により、高齢者の雇用の確保に努めます。
- ②ワーク・ライフ・バランスの推進や雇用・労働に関する啓発活動、情報提供等により、雇用者や労働者の性差に対する意識改革を促進します。
- ③雇用拡大推進員の配置など雇用拡大推進事業に取り組むことにより、高齢者や障がい者、女性などあらゆる人の雇用の拡大とＵＩターン※²者の雇用の場の提供に努めます。
- ④企業見学バスツアーや企業合同就職説明会の開催など市内企業の周知を図り、求人・求職者間の雇用のマッチングに努めます。

2 技術・技能習得機会の充実

- ①宇佐商工会議所や宇佐市工業連合会等が行う職業訓練や技能検定、講演会、研修等を支援します。
- ②技術・技能習得を求める労働者の支援に努めます。

3 福利・厚生の実施

- ①近隣自治体と連携して、「大分県北部勤労者福祉サービスセンター」への加入を促進するとともに、各種制度の周知に努めます。

4 余暇活動の実施

- ①勤労者総合福祉センターの機能充実等により、余暇活動の実施に努めます。
- ②勤労者総合福祉センターを活用した文化・スポーツ事業の拡充やサークル・クラブの支援等に努めます。

主な取組

- ◇福利・厚生及び技術・技能習得機会の充実 ◇勤労者福祉サービスセンターへの加入促進
- ◇雇用の場の確保、創出やワーク・ライフ・バランスの推進 ◇施設を活用した余暇活動の実施

【用語解説】

※²ＵＩターン・・・「Ｕターン」はその土地の出身者が戻って就職すること。「Ｉターン」は都会から地方へ転居して就職すること。

第9節 社会保障

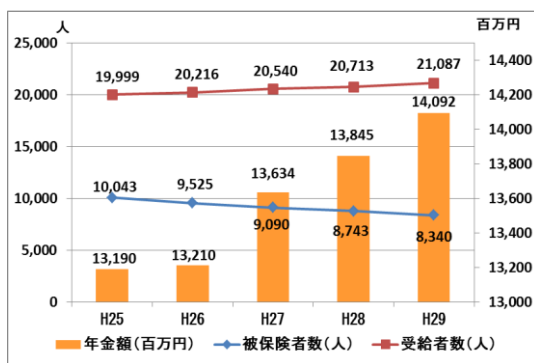
現状と課題

国は、国民が一生を通じて安心して生活を営めるよう、突然の病気や事故、老齢などによる経済的不安の解消を図るため、各種社会保障制度を整備しています。

しかしながら、急速に進行する少子高齢化は、生産年齢人口の減少を招き、現行の社会保障制度の維持が難しくなってきていることから、給付を受ける側と負担する側の双方に不安感が高まるとともに、社会保障制度を支えるべき世代における、本制度に対する意識の低下が問題となっています。また、団塊の世代が後期高齢者になる2025年頃には医療費をはじめとした社会保障費の急増が予想されます。

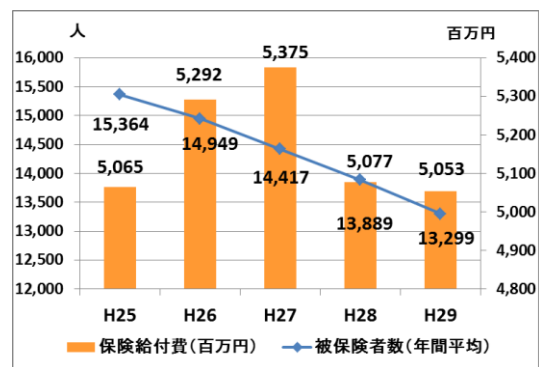
そのため、国においては、既に医療・介護・年金をはじめとして、社会保障制度の見直しに着手しており、本市としても市民の福祉向上のため、各種制度との連携も含め、制度を必要とする方が必要なサービスを適切に受けられるように制度の周知・適正運用・費用抑制を通じて制度の持続可能性を高める取り組みが求められています。

■国民年金の概要■



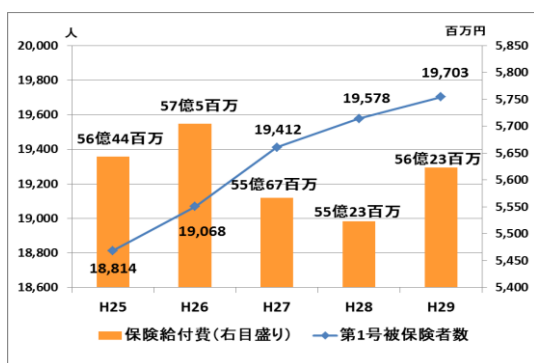
資料：市市民課

■国民健康保険の概要■



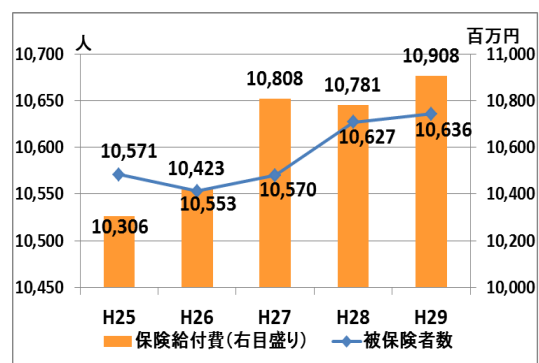
資料：市健康課

■介護保険の概要■



資料：市介護保険課

■後期高齢者医療の概要■



資料：大分県後期高齢者医療広域連合

施策の方針

社会保障制度改革に伴う、必要な対応に努めるとともに、制度の周知や医療費・給付の適正化、保険税や年金の納付意識の向上等に努めます。

目標指標

【目標指標については、単年度の数値】

No	指標項目	単位	現況	目標
			2017	2024
1	国民健康保険加入者一人当たりの医療費	千円	446	県平均以下

主要施策

1 国民年金制度の事務運営

- ①年金制度への関心を高めるため、広報等を利用した啓発活動に努めます。
- ②年金相談窓口を充実し、加入促進や未納問題対策に努めます。

2 国民健康保険制度の適正運営

- ①納税環境の向上や口座振替の拡大、徴収体制の強化等により保険税収納率の向上に努めます。
- ②特定健診の受診率向上や健康意識の醸成、診療報酬明細書の効率的な点検等により、医療費の適正化に努めます。
- ③国民健康保険の財政措置や制度の充実を国に対して要請します。
- ④ジェネリック医薬品^{※1}の使用促進等により、医療費の削減に努めます。

3 後期高齢者医療制度の事務運営

- ①大分県後期高齢者医療広域連合と連携して、制度の周知に努めます。

4 介護保険制度の適正運営

- ①介護認定審査会を開催し、介護認定の適正化に努めます。
- ②ケアプランの点検や事業所への実地指導等を行い、ケアマネジメント^{※2}の適正化や事業所のサービス提供体制、介護報酬請求の適正化に努めます。

5 社会保障制度改革への対応

- ①国が進める社会保障制度改革による制度改正に対して、必要な対策を講じます。

主な取組

◇各種制度の周知及び加入促進

◇介護認定、介護報酬請求の適正化

【用語解説】

※1 ジェネリック医薬品・・・医薬品の有効成分そのものに対する特許である物質特許が切れた 医薬品を他の製薬会社が製造・供給する医薬品。

※2 ケアマネジメント・・・介護の必要な高齢者等に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。